

令和3年3月9日
総合政策局安心生活政策課

広い駐車スペースを必要としている方がいます！

～「車椅子使用者用駐車施設等の利用マナー啓発キャンペーン」を実施します～

国土交通省では、車の乗降の時、幅の広い駐車スペースが必要な車椅子を使用している方など車椅子使用者用駐車施設等を必要とする方が、そのスペースを必要な時に利用できるよう、利用マナー啓発キャンペーンを実施し、「心のバリアフリー」を推進します。

- 令和2年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が改正され、高齢者、障害者等^{※1}が車椅子使用者用駐車施設等のバリアフリー施設を円滑に利用するために必要となる配慮をするよう努める旨が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務に追加されたところです（令和3年4月1日施行）。

※1高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれます。

- 国土交通省では、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用を推進するため、本施行に合わせて、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進のためのキャンペーンを実施します。

＜利用マナーの考え方＞



車椅子使用者



けが人



“空いているから利用”は控えよう

＜車椅子使用者用駐車施設とは＞



- ・幅が広い(3.5m以上あります)。
- ・施設の出入口の近くに整備されています。

～車椅子使用者用駐車施設等の利用マナー啓発キャンペーン～

【キャンペーン期間】

通年(集中掲示期間:令和3年4月1日(木)～5月9日(日))

【キャンペーン内容】

- ポスターの一齐掲示及びチラシの配布(別紙)
※協力依頼先…ショッピングセンター、百貨店、ビル、道の駅、高速道路会社、地方公共団体等
- 国土交通省の公式ツイッター等を活用し、キャンペーン実施の周知

- 地方公共団体においても、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進に向けて、パーキング・パーミット制度の導入等様々な取組を行っている地方公共団体があり、こうした取組も合わせて推進していきます。

＜パーキング・パーミット制度^{※2}とは…？＞

施設管理者の協力のもと、当該施設の車椅子使用者用駐車施設等について、条件に該当する利用対象者^{※3}が共通に使用できる利用証を交付する制度です。

※2地方公共団体により「おもいやり駐車場制度」「障害者用駐車区画利用証制度」など名称は異なります。

※3利用対象者の範囲は地方公共団体ごとにあらかじめ設定されています(一律ではありません)。



利用証(富山県)

＜問い合わせ先＞

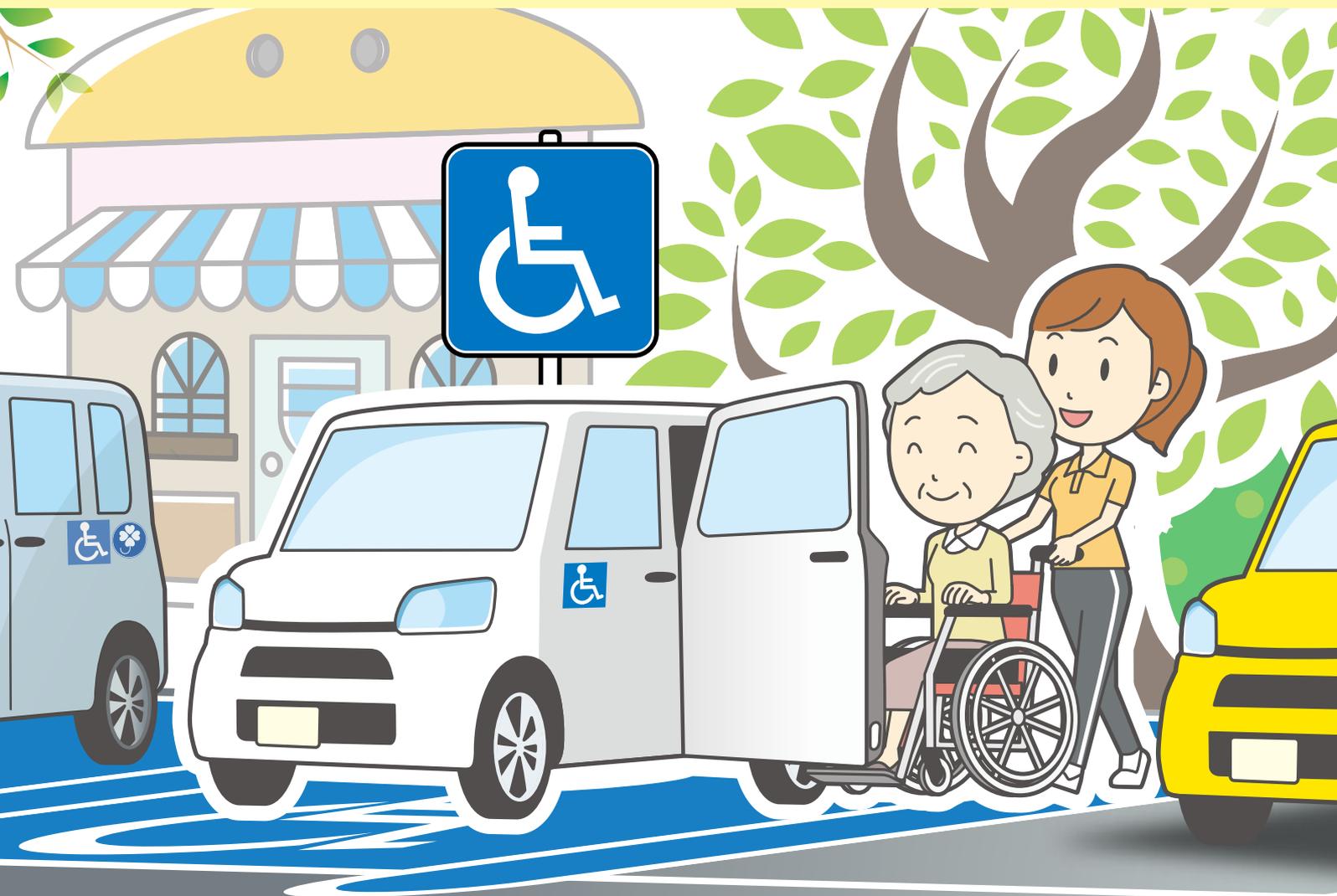
国土交通省総合政策局安心生活政策課 担当: 杉野、大山、原田

TEL:03-5253-8111(内線 25-506,25-518),03-5253-8307(直通),FAX:03-5253-1552

広い駐車スペースを 必要としている方が います



●車椅子を使用している方などが、車を乗降する際は、幅の広い駐車スペースが必要です。
真に必要な方がいつでも利用できるよう空けておきましょう。



令和2年5月に成立・公布した改正バリアフリー法では、新たに「車椅子利用者用駐車施設を含む、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となります(令和3年4月施行)。



国土交通省

車椅子使用者用駐車施設の適正利用の取組

適正利用の主な対象者



障害者のための国際シンボルマーク
障害のある人・けが人優先

車椅子使用者やけが人等、
どうしても乗降時に幅 3.5mの
区画が必要な人が対象です。

上記のほか、以下のような方々もパーキング・パーミット
制度の対象とされている場合があります。

※自治体・施設によって対象者は異なります。



高齢者優先 内部障害のある人優先 妊産婦優先 ハビーカーマーク



車に身体障害者標識（身体障害者マーク）
を表示している場合、肢体不自由者ご本人が
運転されているため、広い区画で乗降する
必要があり、配慮が必要です。

※利用証やマークの掲出をしていれば誰でも駐車してよい
わけではなく、本当にその区画を必要とする人が利用できる
ようにしましょう。

パーキング・パーミット制度とは

※自治体によって、「おもいやり駐車場制度」「障害者用駐車区画利用証制度」など名称は異なります。

- 施設管理者の協力のもと、当該施設の車椅子使用者用駐車施設を含む障害者等用駐車区画について、条件に該当する希望者が共通に使用できる利用証を交付する制度です。
- 平成18年度に佐賀県で初めて導入され、令和2年4月1日現在は39府県3市で導入されています。
- 障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲は自治体ごとにあらかじめ設定されています（一律ではありません）。
- 歩行が困難でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人のために、幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い3.5m未満の通常の幅の駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象となる取組（ダブルスペース）が行われています。



〈利用証（富山県）〉



〈ダブルスペースのイメージ〉

適正利用のための普及啓発の取組

上記のような取組のほか、普及啓発リーフレット等を活用した
広報活動をしている都道府県があります。

- 公共施設、文化施設、ショッピングセンター等にポスターを掲示依頼
- 障害者、大学生、企業等と協働して、車椅子使用者用駐車施設の青色塗装を行うとともに啓発グッズを配布
- 物販店舗にポスター及び適正利用に向けた対策事例集を配付
- 高速パーキングエリア等において、リーフレットを配布
- 業界団体の協力のもと、リーフレットを配布

※それぞれの取組の詳細については、各都道府県へお問い合わせください。



埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
一都三県共同で配布された普及啓発リーフレット